

産業活動活性化に関する行政評価・監視 結 果 報 告 書

－中小企業に係る経営革新・創業の推進を中心として－

平成 16 年 1 月

総務省行政評価局

第2 行政評価・監視結果

1 経営革新支援の的確な実施

勸告	説明図表番号
<p>国は、中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号。以下「経営革新法」という。）に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業者や組合等（以下「中小企業者等」という。）が行う新商品の開発・生産、新たな販売方式の導入等による経営の相当程度の向上を図ること（以下「経営革新」という。）に対して支援措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図っているところである。</p>	図1-①
<p>経営革新法においては、①経済産業大臣が、中小企業者等における経営革新の内容や国及び都道府県が支援の対象とする経営革新の実施方法等を示した「中小企業の経営革新に関する指針」（平成11年通商産業省告示第403号。以下「経営革新指針」という。）を定めること、②中小企業者等が経営革新に関する計画（以下「経営革新計画」という。）を作成し、その計画について都道府県知事等（事業活動が都道府県域を超える組合等にあつては当該事業を所管する国の機関の長）の承認を受けること（以下、当該承認を受けた事業者を「承認事業者」という。）、③承認事業者が承認を受けた計画に従って行う新たな事業活動（以下「承認経営革新事業」という。）の実施に当たって受けることのできる各種支援措置（設備投資減税、中小企業信用保険の特例等）等について規定されている。</p>	表1-②
<p>また、国は、「産業構造改革・雇用対策本部中間とりまとめ」（平成13年6月26日産業構造改革・雇用対策本部決定）において、今後「3年間で2万社の経営革新を実施するよう促す」と目標を定めるとともに、「総合雇用対策」（平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定）において「中小企業の経営革新を強力に支援する」とし、さらに「企業・産業再生に関する基本指針」（平成14年12月19日産業再生・雇用対策戦略本部決定）では、「経営革新・再生を図る中小企業に対して、経営革新法等に基づく予算措置・融資・税制等の支援を行う」と決定する等し、中小企業者等の経営革新の促進及びこれらを通じた雇用の創出を図っているところである。</p>	表1-③
<p>なお、各種支援策のうち、「中小企業経営革新支援対策費補助金（中小企業経営革新支援事業）」（以下「経営革新補助金」という。）は、中小企業者等の経営革新を支援し、中小企業の創意ある向上発展を図ることを目的とし、承認事業者が行う新商品・新技術開発事業、これに併せて行う新事業動向等調査事業、販路開拓事業等について、都道府県が補助を行う場合に、国が当該経費の一部を補助するもの（負担割合は、国が3分の1、都道府県が3分の1）であり、平成11年度に創設されたものである。</p>	表1-④～⑥
<p>今回、経営革新計画の承認状況、承認経営革新事業の実施状況、経営革新補助金に係る事業の実施状況等について調査した結果は、次のとおりである。</p> <p>① 経営革新計画の承認と承認事業者への支援の推進</p> <p>都道府県知事等は、経営革新法第4条に基づき、中小企業者等から経営革新計画の承認申請があつた場合、その内容が経営革新指針に照らして適切であるか等同条に定める承認要件に沿って審査を行い、これに適合すると認めるときは、その承認をするものとされている。</p>	

経営革新計画の承認件数は、制度が創設された平成11年度から14年度までの総計で9,582件であり、その推移をみると、11年度は1,348件、12年度は2,594件、13年度は2,299件、14年度は3,341件となっている。

表1-⑦

経営革新指針においては、「国としては、現実的かつ焦点を絞った実効性の高い経営革新を自らのイニシアティブで真摯に取り組む中小企業に対して政策資源を重点配分する」とされている。中小企業者等の経営革新を推進するためには、国が、この指針の趣旨を踏まえ、都道府県と信用保証協会、政府系中小企業金融機関、中小企業支援センター等の関係機関との連携や情報を共有化するための手段等、承認事業者に対する各種の支援措置を重点的かつ総合的に行うための取組について、その具体的な内容を充実するとともに、都道府県においても、これに基づき承認事業者に対し重点的かつ総合的な支援を行うため、関係機関との連携を図ることなどが重要である。

国は「産業構造改革・雇用対策本部中間とりまとめ」において「中小企業者に対する指導・協力体制の整備等を行う」とし、これを受け、経済産業省は、「中小企業の経営革新への対応について」（平成13年9月20日付け中庁第5号中小企業庁経営支援部長通知。以下「平成13年通知」という。）を發出し、都道府県知事に対し、「都道府県は、中小企業関係機関とともに経営革新支援策の実施に関し、連携・協議を行う体制を整えることにより、中小企業の経営革新の円滑かつ効果的な実施をきめ細やかに支援する」とし、具体的には、全都道府県に「経営革新支援協議会」を設置し、関係機関の連携による経営革新の円滑かつ効果的な支援の実施等を要請している。

表1-⑧

しかし、経営革新指針にある「政策資源を重点配分」を具体化した、承認事業者に対する各種支援措置を重点的かつ総合的に行うための具体的な支援対策の在り方や国、都道府県及び関係機関がとるべき措置等具体的な方策については、平成13年通知において、国は、経営革新支援協議会が行う具体的活動の一部を例示するにとどまっている。

また、関係機関の一つである中小企業支援センターが行っている専門家派遣及び相談事業（詳細は、後述項目4の(1)参照）について、承認事業者の利用状況を調査したところ、利用している承認事業者は153事業者中31事業者（20.3パーセント）であり、これらのうち20事業者（64.5パーセント）は「効果があった」と回答しているが、一方、利用経験のない122事業者中52事業者（42.6パーセント）が「利用してみたい」と回答していることから、これら事業は、専門家派遣等の支援を必要としている承認事業者のニーズに応えていない場合があることがうかがわれる。

表1-⑨

なお、経営革新補助金の交付実績（交付決定ベース）をみると、平成12年度は7億400万円、13年度は8億400万円、14年度は10億5,100万円と増加し、中小企業者等の補助金に対するニーズは認められるものの、予算執行割合（当初予算ベース。以下同じ。）は、12年度は30.4パーセント、13年度は43.6パーセント、14年度は57.1パーセントとなっており、予算額自体も12年度当初の23億1,300万円から15年度は12億6,600万円と大きく減少している。また、経営革新計画の承認の99.8パーセントを占める都道府県知事承認については、これら事務経費等に充てるため、「中小企業経営革新支援対策費補助金（中小企業経営革新支援指導等事業）」が交付されているが、その予算執行割合は、平成13年度及

表1-⑩～⑫

び14年度ともに30パーセント台となっている。

② 承認経営革新事業の的確な実施

i 承認経営革新事業の実施状況の的確な把握

都道府県等は、経営革新法第15条第1項に基づき、承認事業者に対し、その経営の向上の状況を把握するための調査（以下「経営の向上の状況調査」という。）を行うものとされ、また、経営革新指針では、「具体的には、事業内容に応じた補助的指標を含め、経営の向上に係る指標の達成状況及び計画の実施状況を調査する」とされている。

しかし、国は、都道府県に対し、経営の向上の状況調査について、把握すべき具体的な内容を示していなかった。また、調査した24都道府県のうち、書面により経営の向上の状況調査を行っている19都道府県の当該調査の項目をみると、指導及び助言の必要性を把握するために必要と考えられる「今後の支援希望」を把握しているのは7県、「計画の未達成理由」を把握しているのは7県、「承認事業者の今後の課題」を把握しているのは7県であり、さらに、上記3項目すべてを把握しているのは3県となっていた。

なお、国は、平成14年12月に、都道府県に対し、経営の向上の状況調査の様式（フォローアップ調査表）を示し、当該様式において上記3項目を把握することとしているが、これら把握内容を分析・評価する方法については、明確に示していない。

ii 承認経営革新事業の実施に必要な指導及び助言の適切な実施

i) 都道府県等は、経営革新法第15条第2項に基づき、承認経営革新事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとされ、また、経営革新指針では「国や都道府県は、計画進捗状況の調査結果に応じて、事業内容や経営計画等の変更・調整や、場合によっては事業の目標、経営の向上に係る指標そのもの見直しについての助言を行う」とこととされている。さらに、国は、平成13年通知で、都道府県知事に対し、承認事業者の経営革新計画の進ちょく状況の把握や関係機関との連携による進ちょく状況に応じた助言の実施等を要請している。

しかし、国は、都道府県及び関係機関の有機的な役割分担や指導及び助言を実施すべき承認事業者の選定方法等、都道府県が経営の向上の状況調査結果に基づく指導及び助言を行うための取組について、その具体的な内容を明確に示していない。

また、調査した24都道府県における経営の向上の状況調査結果に基づく指導及び助言の実施状況をみても、平成13年度は14道府県となっている。

一方、調査した24都道府県の中には、①外部専門家を含めた「経営革新計画フォローアップ検討会」を設置し、「フォローアップ調査」結果について、同検討会において指導及び助言に関する意見の提起を受け、その結果に基づき職員が指導及び助言を実施している例や、②都道府県等中小企業支援センターとして指定されている中小企業振興公社に、承認事業者の訪問調査、ヒアリング及び問題点の整理を行った上、指導及び助言を行うことを委託している例などがみられ、また、訪問指導により、「事業遂行について改めて意識付けされ、効果があった」との承認事業者の意見もみられる。

表1-⑬、⑭

表1-⑮

表1-⑯、⑰

表1-⑱、⑲

ii) また、今回、調査した承認事業者（計画が進行中のもの130事業者）の承認経営革新事業の進ちよく状況をみると、「計画より早い」事業者は12事業者（9.2パーセント）、「計画どおり」進ちよくしている事業者は41事業者（31.5パーセント）となっており、一方、「計画より遅れぎみ」の事業者が72事業者（55.4パーセント）、「中断」している事業者が2事業者（1.5パーセント）、「断念」した事業者が3事業者（2.3パーセント）となっている。

表1-⑳

③ 経営革新補助金に係る事業の企業化の推進

都道府県知事は、「中小企業経営革新支援対策費補助金交付要綱」（平成11年4月1日付け平成11・03・19企財第3号。以下「経営革新補助金交付要綱」という。）第21条第1項に基づき、補助対象事業のうち新商品・新技術開発事業については、中小企業者等に対し当該事業の実施の結果の企業化（以下、これらを「補助事業の結果の企業化」という。）に努めさせるものとされ、これを具体的に担保するため、同条第2項に基づき、補助終了後の企業化状況等について、5年間にわたって、毎年度把握し、国に補助事業の結果の企業化の有無や当該年度収益額等を記載した「企業化状況報告書」を提出することとされている。また、国は、経営革新補助金交付要綱第24条に基づき、都道府県に対し、経営革新補助金の交付に当たっては、中小企業者等から「企業化状況報告書」を提出させることを条件とすることを求めている。

今回、平成11年度、12年度に経営革新補助金が交付された中小企業者等（以下「経営革新補助事業者」という。）266事業者のうち新商品・新技術開発事業を実施した221事業者について、「企業化状況報告書」による13年度までの企業化の状況等をみたところ、「収益があった」と報告した者は全体の5.9パーセントに当たる13事業者となっている。また、今回調査した経営革新補助事業者86事業者における補助事業の結果の企業化の状況を、「地域活性化創造技術研究開発費補助金評価表」で示されている5段階評価（詳細は、項目2参照）を用いて調査したところ、

表1-㉑、㉒

- i 第1段階（「宣伝実施」）と回答した者は12事業者（14.0パーセント）
- ii 第2段階（「注文あり」）と回答した者は1事業者（1.2パーセント）
- iii 第3段階（「製品が1つ以上販売」）と回答した者は14事業者（16.3パーセント）
- iv 第4段階（「販売実績があるが利益なし」）と回答した者は17事業者（19.8パーセント）
- v 第5段階（「販売実績があり利益あり」）と回答した者は10事業者（11.6パーセント）
- vi 事業を「継続中」と回答した者は30事業者（34.9パーセント）
- vii 事業を「断念」と回答した者は2事業者（2.3パーセント）

であり、製品の販売に至った事業者（第3段階から第5段階）は半数程度となっている。

経営革新補助金に係る補助事業の結果の企業化を推進するためには、補助事業終了後の事業の進ちよく状況を把握・分析・評価し、その結果に応じた的確な指導及び助言を行うことが重要である。

しかし、経営革新補助事業者に提出させる「企業化状況報告書」の記載内容は、経営革新補助金交付要綱の様式に沿って「収益の有無」の把握が主目的と

表1-㉓、㉔

なっているため、把握している内容は企業化状況等の有無、収益の状況等であり、経営革新補助事業者における事業の具体的な進ちょく状況及び成果を十分に把握できるものとはなっていない。また、調査した24都道府県について、経営革新補助事業者における補助事業の結果の企業化の把握状況をみても、いずれの都道府県においても「企業化状況報告書」の提出は受けているものの、当該報告書に定めている事項以外の事項に関する把握については都道府県ごとに区々となっており、補助事業終了後の事業の段階的な進ちょく状況を把握している都道府県は8県となっている。

また、国は、指導及び助言を行うべき経営革新補助事業者の選定の方法、関係機関との連携の在り方等、都道府県が経営革新補助事業者に対する補助事業の結果の企業化への指導及び助言を行うための取組について、その具体的な内容を明確に示していない。このこともあって、調査した24都道府県の経営革新補助事業者に対する補助事業の結果の企業化への指導及び助言の実施状況をみると、企業化への指導及び助言を計画的に実施しているのは3県と少なく、希望者に対しては対応している6県を合わせても9県にとどまっている。

なお、平成15年度交付分から、都道府県は、「中小企業経営資源強化対策費補助金（中小企業経営革新支援事業）実施要領」（平成15年4月1日付け平成15・03・20財中第1号）に基づき、「間接補助事業成果報告書」を作成し、国に報告することとされたが、当該報告書は、売上高の増加等の成果についてできる限り具体的な数字を記載するよう求めているものの、事業実施の課題などは把握内容となっておらず、また、把握結果に基づき、指導及び助言を行う仕組みは整備されていない。

したがって、経済産業省は、中小企業者等の経営革新の計画的かつ着実な推進及び経営革新補助金の効果的かつ効率的な使用の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

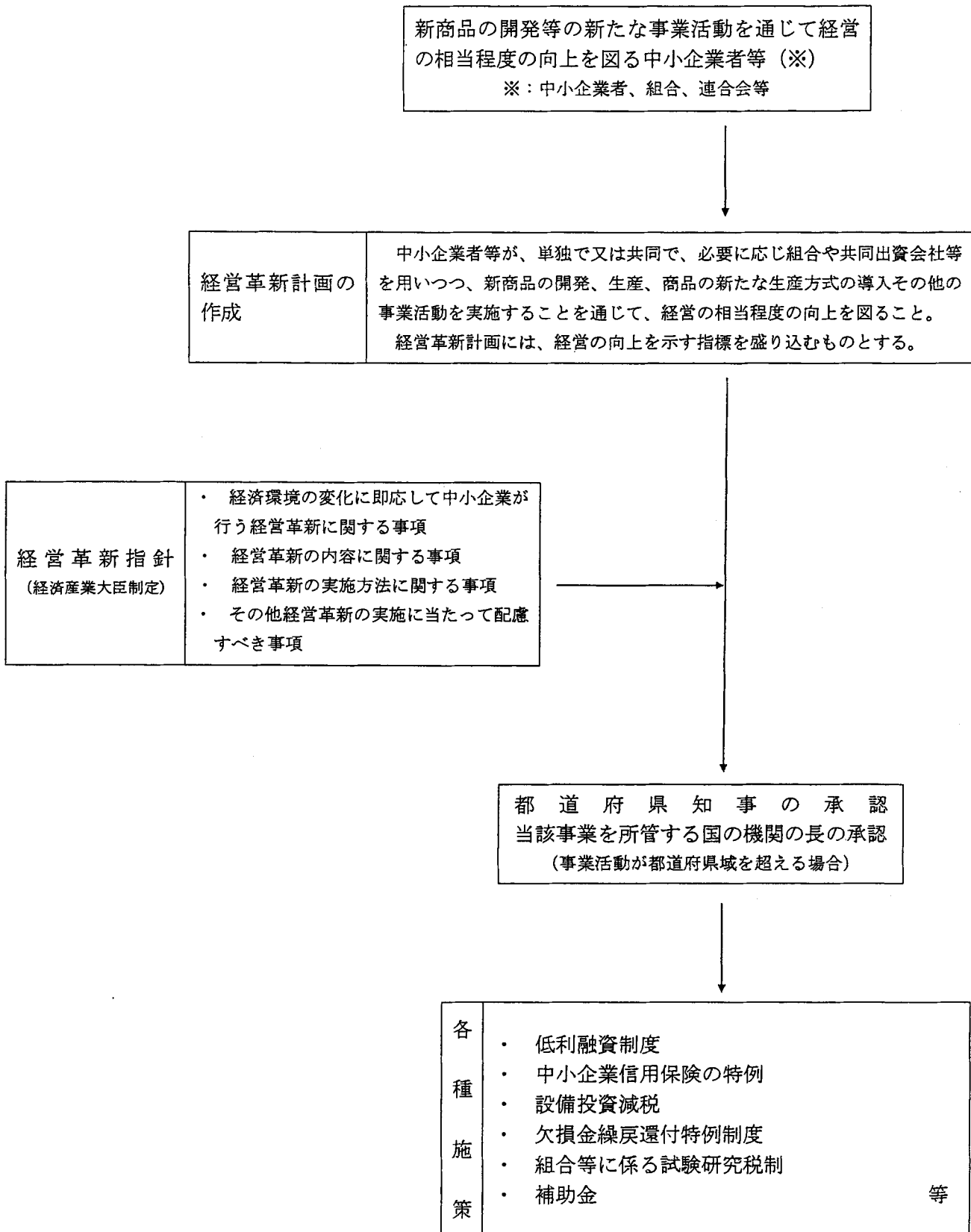
- ① 経営革新計画の承認事業者に対し各種の支援措置を重点的かつ総合的に行うため、承認と支援の積極的かつ計画的な実施や都道府県と関係機関との連携強化などの具体的な方策を充実すること。また、都道府県に対し、これに基づき、技術的助言を行うこと。
- ② 経営革新計画に基づいて承認事業者が行う経営革新のための事業の実施状況を的確に把握・分析・評価する方法、その結果に基づき適切な指導及び助言を行う具体的内容等について、都道府県に対する技術的助言を充実すること。
- ③ 経営革新補助金について、都道府県が補助事業終了後における事業の進ちょく状況を把握・分析・評価し、その結果に基づき企業化への指導及び助言が行えるよう補助金交付要綱等の内容を充実すること。また、都道府県に対し、これらに基づき経営革新補助金の交付を受けた中小企業者等に対する適切な指導及び助言を実施するよう指導すること。

表1-25、26

表1-27

図 1-①

中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）の体系図



(注) 経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

経営革新計画関連法令等

◎中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援するための措置を講じ、あわせて経済的環境の著しい変化により著しく影響を受ける中小企業の将来の経営革新に寄与する経営基盤の強化を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創意ある向上発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（経営革新指針）

第三条 経済産業大臣は、中小企業の経営革新に関する指針（以下「経営革新指針」という。）を定めなければならない。

2 経営革新指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項
- 二 経営革新の内容に関する事項
- 三 経営革新の実施方法に関する事項
- 四 その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 経済産業大臣は、経営革新指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（経営革新計画の承認）

第四条 中小企業者及び組合等（以下「中小企業者等」という。）は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画

（中小企業者等が第二条第一項第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は出資して会社を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会又は会社と共同で行う経営革新に関するものを、中小企業者等が合併して会社を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社（合併後存続する会社を含む。）が行う経営革新に関するものを含む。以下「経営革新計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを行政庁に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営革新計画を作成した場合にあっては、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを行政庁に提出するものとする。

2 経営革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営革新の目標
- 二 経営革新による経営の向上の程度を示す指標
- 三 経営革新の内容及び実施時期
- 四 経営革新を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 組合等が経営革新に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 行政庁は、第一項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る経営革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が経営革新指針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が経営革新を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

（資金の確保）

第十四条 国及び都道府県は、承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（調査、指導及び助言）

第十五条 行政庁は、承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う中小企業者について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

2 国及び都道府県は、承認経営革新計画に係る経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

3 国は、承認経営基盤強化計画に係る経営基盤強化事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十六条 行政庁は承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う者に対し、主務大臣は承認経営基盤強化計画に従って経営基盤強化事業を行う者に対し、それぞれ、承認経営革新計画又は承認経営基盤強化計画の実施状況について報告を求めることができる。

◎ 中小企業の経営革新に関する指針（平成11年通商産業省告示第403号）（抄）

1 経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関する事項

現在、我が国においては、産業の大宗を占める中小企業自らの積極的な経営革新により、日本経済全体の活力ある発展を牽引していくことが期待されている。(中略) このような状況の下、本法は、中小企業における経営革新を支援するものである。

経営革新は、業種を問わず重要なものであり、本法においては、全業種を支援対象としている。その際、今日的な経営課題に対応するためには、商品開発、販路開拓、人材育成等のソフトな経営資源に対する投資も、設備投資とともに、その重要性が高まっている。国としては、現実的かつ焦点を絞った実効性の高い経営革新を自らのイニシアティブで真摯に取り組む中小企業に対して政策資源を重点配分する。また、中小企業が、異業種を含め他の中小企業、組合、大企業、大学、国・地方の研究機関等との連携等外部経営資源を有効に活用し、自社の強みをのばし、足らざる部分を補い、実現可能な経営革新を追求することが、非常に有効であることから、多様な形態の取組を支援対象とする。(略)

4 その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項

一 計画進捗状況についての調査

国や都道府県は、経営革新計画の進捗状況を調査し、把握するものとする。具体的には、事業内容に応じた補助的指標を含め、経営の向上に係る指標の達成状況及び計画の実施状況を調査する。また、事業者が、定期的に経営革新計画の進捗状況を自ら把握することを推奨し、国や都道府県は計画進捗状況の調査時に、事業者の行った自己評価の実施状況も併せて把握する。

国や都道府県は、計画進捗状況の調査結果に応じて、事業内容や経営計画等の変更・調整や、場合によっては事業の目標、経営の向上に係る指標そのものの見直しについての助言を行う。補助金の交付等の支援措置を講じる際には、計画の進捗状況の調査結果を勘案して行うこととする。また、単に経営の向上に関する数値目標が達成されていないことを理由にして、計画の取消しを行わない。

二 外部専門家の活用

経営革新計画の承認においては、その事業内容、経営目標が、適切か否かを判断するにあたって、必要に応じて中小企業診断士、会計士等、外部の専門家の知見を活用する。また、計画実施状況調査の実施、その後の事業者に対する指導、助言についても、必要に応じ、このような外部専門家の知見を活用する。

三 政策評価・公表の充実

支援措置の有効活用を図るために、定期的に法律を含めた制度について評価を行い、その結果を公表し、中小企業関係者をはじめ広く国民の意見を聴取した上、国や都道府県の支援が最大の効果を得られるように、必要に応じて制度を見直す。

◎ 中小企業経営革新支援法の運用について（平成12年3月 中小企業庁計画部計画課）（抄）

1 経営革新計画に関する事項

第2 経営革新計画の承認手続

三 行政庁は、経営革新計画の承認を行おうとするときは、その経営目標、事業内容が適切か否かを判断するにあたって、必要に応じ、中小企業診断士、会計士、学識経験者、技術アドバイザー等の外部の専門家の知見を活用し、委員会の設置等を通じて意見を聴取する。

第6 関係機関との連絡等

一 行政庁は、承認革新計画に関し、中小企業総合事業団、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会（以下「関係機関」という。）との連携を緊密にする。

二 行政庁は、経営革新計画の承認を行った中小企業者等の要望に応じ、関係機関に対し、経営革新計画の内容を連絡する。

第7 指導及び助言

- 一 行政庁は、中小企業者等の利便に資するため、法の施行に際し担当窓口を設ける等法の運用を担当する部署を定め、法の周知徹底に努める。
- 二 行政庁は、中小企業等の承認革新計画に基づく経営革新に関する事業が的確に実施されるよう、必要に応じて次に掲げる指導及び助言を行う。
 - 1 経営革新計画に係る手続き及び支援策を紹介すること。
 - 2 融資期待又は信用保証についての付保期待等がある中小企業等から経営革新計画の申請についての相談があった場合は、当該中小企業等に対し、経営革新計画の承認基準と融資等の判断は別個のものであり、経営革新計画の承認が融資等を保証するものではない旨明確に説明するとともに、関係機関と事前によく相談すること。
 - 3 承認経営革新計画の遂行上、支障が生じた場合、計画内容、実施方法について計画変更を含め、再検討すること。

第8 調査等

- 一 行政庁は、経営革新計画の承認を受けた中小企業等に対して法第15条第1項の規定に基づき、計画開始時より原則として1年目以降2年目以前において、承認経営革新計画の進捗状況の調査（以下「進捗状況調査」という。）を行うこととする。
 - 具体的には、下記の事項について調査を行う。
 - 1 経営革新の目標の達成状況
 - 2 実施計画における実施項目の実施状況、効果、対策等
 - 3 経営計画及び資金計画の状況
 - 4 その他行政庁が必要と認める事項
- 二 行政庁が、進捗状況調査を行おうとする場合は、前記第2の三を準用する。

◎ 中小企業の経営革新支援について（平成10年12月 中小企業近代化審議会答申）（抄）

3. 中小企業近代化促進法等の評価と見直しの方向性

(2) 見直しの方向性

近促法と新分野進出法を抜本的に見直すことによって、既存中小企業を総合的に支援するための振興策を打ち立てることが適当である。

4. 経営革新支援

(1) 基本的考え方

新たな中小企業支援策の根幹をなす「経営革新支援」は、中小企業が新商品や新サービスの開発や提供、新たな生産方式や効率的な受発注システムの開発や導入等を行うことによる経営の刷新（経営革新）に対する支援措置を講じるものである。今日的な経営課題に対応するためには、新商品・サービス開発、販路開拓、人材育成等のよりソフトな経営資源に対する投資がハードに対する投資とともに重要になっており、これらの現実的かつ焦点を絞った実効性の高い経営革新を自らのイニシアティブで真摯に取り組む中小企業に対して政策資源を重点配分する必要がある。

(3) 「経営革新計画」の経営目標とフォローアップ

上記の支援すべき経営革新の内容について、限られた政策資源を有効に配分する必要があることから、国又は都道府県が計画の認定を行う等の方法が考えられる（略）

さらに、このような経営目標も含めた経営革新計画の進捗状況について、国や都道府県がフォローアップする必要もある。国等においては、フォローアップの結果、必要に応じ、経営に関する診断についての助言を行うこと、あるいは、経営指導者の紹介、各種情報の提供等を行うことなども有効であろう。

なお、経営革新計画の結果は、市場の判断によって決定されるものである。制度設計やその運用に当たっては、経営判断は個々の企業においてなされるべきものであり、国等の企業経営への介入は避けるべきであることはいうまでもない。

◎ 中小企業経営革新支援法の手引き—経営革新計画の申請等について—（抄）（事業者向けパンフレット）

8. フォローアップ調査について

経営革新支援法においては、計画が承認された後、承認した国（地方機関を含む。）又は各都道府県は、承認された計画に対して進捗状況に関する調査を行うこととしております。計画が承認された事業者においては、本調査に対応して下さい。

なお、本調査は、国（地方機関を含む。）又は各都道府県が補助金等の支援策を検討する上で、重要な参考となります。

関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合、当該箇所に○を記入して下さい。

また、承認後中小企業者が有する多様な課題等に近くの各中小企業支援センターが対応します。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有無
中小企業投資育成株式会社（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ 無
都道府県等信用保証協会（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ 無
都道府県設備貸与機関（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ 無
中小企業総合事業団	有 ・ 無
中小企業金融公庫（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ 無
国民金融公庫（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ 無
商工組合中央金庫（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ 無
（以下略）	（以下略）

(注) 下線は、当省が付した。

3 経営革新・創業に関する投融資事業、信用保険事業等の的確な実施等

(3) 政府系中小企業金融機関による特別貸付制度

勸告	説明図表番号
<p>国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫（以下、これらの政府系中小企業金融機関を総称して「3公庫等」という。）は、中小企業者等に対して、経営革新・創業の推進など特定の政策誘導を図る観点から金利等の貸付条件を優遇した貸付け（以下「特別貸付」という。）を行うほか、それ以外の通常の資金需要に応じた貸付け（以下「一般貸付」という。）を行っている。</p>	<p>表3-(3)-①、②</p>
<p>特別貸付の中には、経営革新・創業に関する貸付けとして、中小企業者が行う経営革新に必要とする資金の貸付けを行う経営革新資金（平成11年7月創設。3公庫等共通）、企業に長期に継続して雇用されている従業員等が新規開業する場合等に必要とする資金の貸付けを行う新規開業支援資金（昭和50年7月創設。国民生活金融公庫）及び新しい技術の活用等により高い成長性が見込まれる中小企業が必要とする資金の貸付けを行う成長新事業育成特別融資（平成12年2月創設。中小企業金融公庫）がある。</p>	<p>表3-(3)-③</p>
<p>3公庫等における平成13年度末の貸付残高（一般貸付及び特別貸付の合計）は、国民生活金融公庫が7兆8,020億円、中小企業金融公庫が7兆5,096億円、商工組合中央金庫が6兆6,975億円（長期貸付）となっている。これを一般貸付と特別貸付に分けてみると、以下のとおり、中小企業金融公庫を除いては、一般貸付の割合が大きい状況となっている。</p>	<p>表3-(3)-④</p>
<p>ア 国民生活金融公庫では、一般貸付が6兆5,006億円（83.32パーセント）、特別貸付が1兆3,014億円（16.68パーセント）と、一般貸付が大半を占めている。</p> <p>一般貸付の割合は、平成8年度の93.23パーセントを頂点に低下しているものの、依然として高いものとなっている。</p>	
<p>イ 中小企業金融公庫では、一般貸付が2兆1,643億円（28.82パーセント）、特別貸付が5兆3,453億円（71.18パーセント）と、特別貸付が大半を占めている。</p> <p>一般貸付と特別貸付の割合は、平成9年度に逆転しており、以後、その差は開き続けている。</p>	
<p>ウ 商工組合中央金庫では、一般貸付（長期貸付）が5兆7,446億円（85.77パーセント）、特別貸付が9,528億円（14.23パーセント）と、一般貸付（長期貸付）が大半を占めている。</p> <p>一般貸付の割合は、平成9年度の98.34パーセントを頂点に低下しているものの、依然として高いものとなっている。</p>	
<p>なお、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、一般貸付については、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫に対して「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付についての市場のニーズに応じ、規模を縮減するとされ、特別貸付については、3公庫等に対して「現時点において真に必要なものであるかを検討」とされている。</p>	<p>表3-(3)-⑤</p>
<p>今回、経営革新資金、新規開業支援資金及び成長新事業育成特別融資（以下、これらを総称して「調査した特別貸付」という。）について、その利用状況等を調査した結果は、次のとおりである。</p>	

ア 特別貸付の利用状況

調査した特別貸付の利用は、以下のとおりとなっている。

- (ア) 平成13年度の新規貸付額（一般貸付と特別貸付の合計。以下同じ。）における経営革新資金の貸付額をみると、国民生活金融公庫が11億7,800万円（総貸付額2兆6,214億4,500万円の0.04パーセント）、中小企業金融公庫が826億7,400万円（総貸付額1兆6,637億4,700万円の4.97パーセント）、商工組合中央金庫が352億3,400万円（総長期貸付額1兆9,376億9,400万円の1.82パーセント）であり、12年度とほぼ同様の状況となっている。
- (イ) 平成13年度の新規貸付額における新規開業支援資金の貸付額をみると、957億2,800万円（総貸付額2兆6,214億4,500万円の3.65パーセント）であり、11年度の1,227億8,400万円（総貸付額2兆7,982億4,300万円の4.39パーセント）を頂点に下降傾向にある。
- (ウ) 平成13年度の新規貸付額における成長新事業育成特別融資の貸付額をみると、88億3,100万円（総貸付額1兆6,637億4,700万円の0.53パーセント）であり、12年度とほぼ同様の状況となっている。

表3-(3)-⑥

イ 特別貸付制度の周知の一層の充実

(ア) 特別貸付の周知状況

調査した特別貸付の中小企業者等への周知状況をみると、制度の内容を説明する資料（例えば、パンフレット等）の窓口配布のほか、制度紹介や制度適用等のプレス発表、都道府県や商工団体等が開催する中小企業者の集まりでの制度説明等を行っている。

表3-(3)-⑦

一方、今回当省が中小企業者等（460事業者）に対し、調査した特別貸付（5種類）の周知状況について調査したところ、それぞれ「制度を知らなかった」と回答した者が、以下のとおり、半数を超えている状況が認められる（これらの事業者の中には、必ずしも当該特別貸付の対象者でない事業者も含まれている。）。

表3-(3)-⑧

i 経営革新資金では、国民生活金融公庫については262事業者（56.96パーセント）、中小企業金融公庫については220事業者（47.83パーセント）、商工組合中央金庫については267事業者（58.04パーセント）が「制度を知らなかった」と回答

ii 新規開業支援資金では、282事業者（61.30パーセント）が「制度を知らなかった」と回答

iii 成長新事業育成特別融資では、285事業者（61.96パーセント）が「制度を知らなかった」と回答

また、調査した特別貸付（5種類）について「制度を知らなかった」と回答した延べ289事業者のうち172事業者（59.52パーセント）が、「今後は利用する余地がある」と回答している。

表3-(3)-⑨

(イ) 経営革新計画の承認事業者等における特別貸付の活用の推進

経営革新法に基づく経営革新計画の承認事業者及び創造法に基づく研究開発等事業計画の認定事業者については、事業者の希望に応じ、都道府県等から関係機関（特別貸付に係るものについては3公庫等）に対し連絡を行い、これら事業者が円滑に各種支援措置を活用するための便宜を図っているところである。

表 3-(3)-①

政府系中小企業金融機関（3公庫等）の概要

(平成13年度末現在)

名称、設立年、人員	前身	店舗	所管府省	設立目的	財務内容の概要 (平成13年度決算)	融資残高 (平成13年度末)
国民生活金融公庫 平成11年10月1日設立 職員数4,826名	国民金融公庫 昭和24年 6月設立	本店 1 支店 152	財務省 厚生労働省	独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融資を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与すること。	資本金 3,428億円 補給金・交付金 394億円 総資産 10兆8,174億円	10兆7,054億円
	環境衛生金融公庫 昭和42年 9月設立					
中小企業金融公庫 昭和28年8月20日設立 職員数1,747名	—	本店 1 支店 58 海外 1	経済産業省 財務省	中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること。	資本金 4,362億円 補給金・交付金 547億円 総資産 7兆6,479億円	7兆5,713億円 (社債、設備貸与機関貸付、投資育成会社貸付を含む。)
商工組合中央金庫 昭和11年11月30日設立 職員数4,835名	—	本店 1 支店 91 出張所 3 事務所 4 海外 3	経済産業省 財務省	中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るため必要なる業務を営むこと。	資本金 5,061億円 総資産 13兆6,655億円	10兆5,393億円

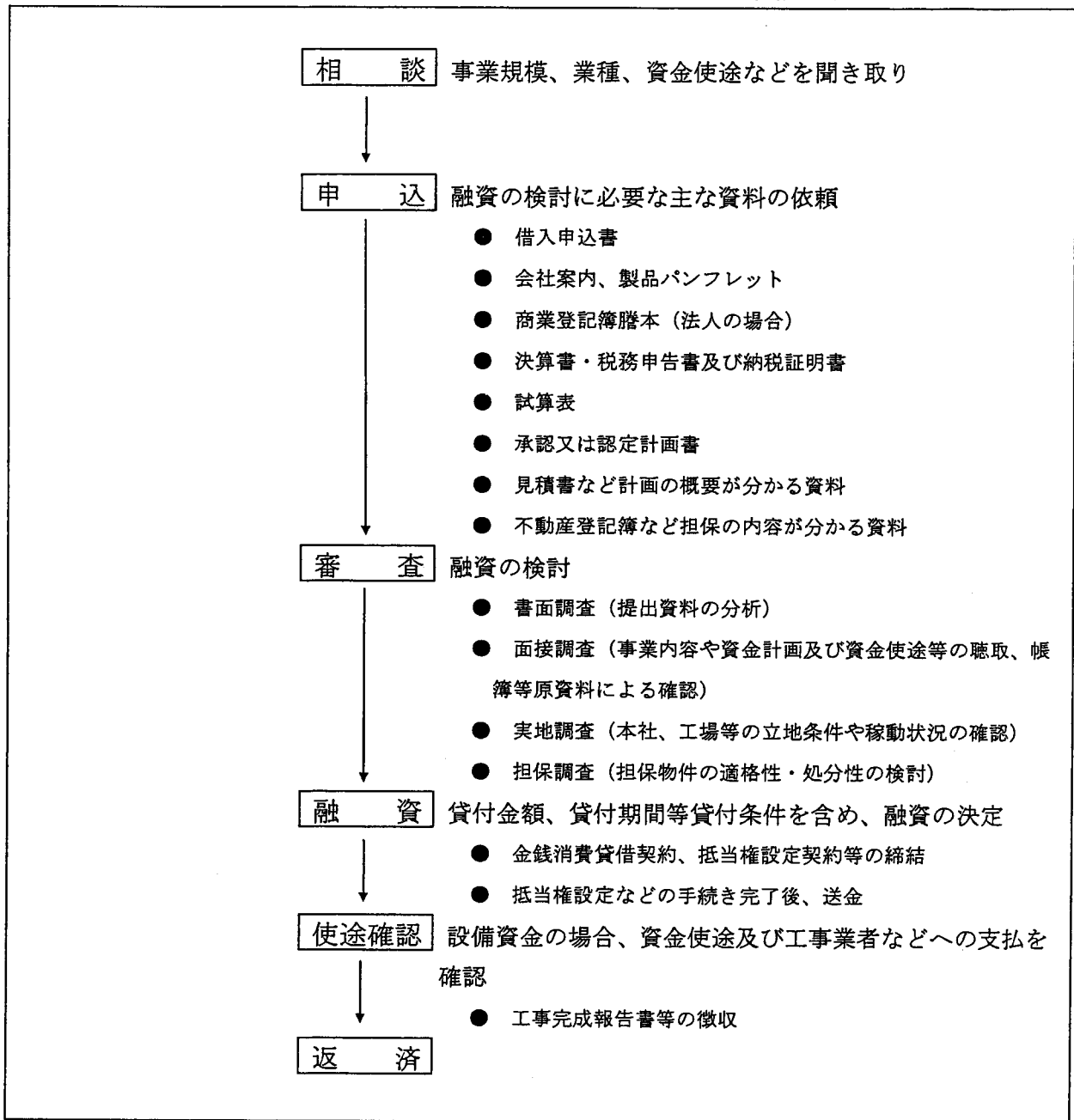
(注) 当省の調査結果による。

しかし、3公庫等では、それぞれにおいて統一的な取扱いを定めていないことから、具体的な対応策については窓口である各支店の判断にゆだねられている。このこともあって、3公庫等の8店舗（本店を含む。）における都道府県等からの連絡への対応状況をみると、都道府県等からの連絡を受け、事業者に接触している例はあるものの、中には、特別貸付制度の内容を説明する資料の送付も行っていない例もみられ、承認・認定事業者が特別貸付制度を活用するに当たって、十分な周知状況とは言い難いものとなっている。

表3-(3)-⑩

したがって、財務省及び経済産業省は、中小企業者等における経営革新・創業の推進を図る観点から、3公庫等が実施する中小企業者等の経営革新・創業に係る特別貸付制度について、都道府県から連絡を受けた経営革新計画の承認事業者等に対しては、これまで以上に都道府県と連携を図り、例えば、特別貸付制度の内容を説明する資料の送付を行うなど、3公庫等に対し一層の周知の充実を図るための具体的方策について検討するよう指示する必要がある。

政府系中小企業金融機関（3公庫等）の事務の流れ



（注） 当省の調査結果による。

表 3-(3)-③-ア

特別貸付制度の概要 (No. 1)

特別貸付名	中小企業経営革新等支援貸付 (経営革新資金)	
取扱政府金融機関	① 国民生活金融公庫 ② 中小企業金融公庫 ③ 商工組合中央金庫	
貸付目的	経済的環境の変化に即応して、中小企業が行う経営革新に必要な資金の貸付けに関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けることを目的とする。	
資金使途	経営革新を行うために必要な設備資金及び長期運転資金	
貸付内容	貸付対象者 ア 中小企業経営革新支援法 (平成11年法律第18号) の規定に基づき経営革新計画の承認 (変更承認を含む。) を受けた者 イ 中小企業経営革新支援法に基づく中小企業者の経営革新に関する指針2に定める新たな取組みを行う者であって、経営の向上が認められるものとして、2年間で4パーセント以上の付加価値額の伸び率が見込まれる者 ウ 廃止前の特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への対応の円滑化に関する臨時措置法 (平成5年法律第93号) の規定に基づき新分野進出等計画又は事業開始計画の承認 (変更承認を含む。) を受けた者	
	貸付限度額	① 国民生活金融公庫 設備資金7,200万円、長期運転資金4,800万円 ② 中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫 7億2,000万円うち長期運転資金については2億5,000万円を限度
	貸付条件	① 国民生活金融公庫 保証人、担保 (不動産、有価証券など) または信用保証協会の保証 ② 中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫 保証人、担保 (不動産、有価証券など) または信用保証協会の保証、(中小企業金融公庫の場合、経営責任者の保証は必須)。ただし、直接貸付において担保が不足する場合は、8,000万円を限度として、貸付額の50パーセントまでの担保の徴求を免除
	貸付利率 (H14.5.1現在)	① 国民生活金融公庫 1.3パーセント。土地に係る部分は2.1パーセント ② 中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫 2億7,000万円を限度として、1.3パーセント。それを超過した部分及び土地に係る部分は2.1パーセント。ただし、担保の徴求の免除を受けた場合は、中小企業金融公庫では2.15パーセント (2億7,000万円を限度として、1.35パーセント)、商工組合中央金庫では2.4パーセント
	貸付期間	ア 設備資金については、15年以内 (うち据置期間は2年以内) ただし、実情に応じ20年以内 (うち据置期間は2年以内) イ 長期運転資金については、5年以内 (うち据置期間は1年以内) ただし、実情に応じ7年以内 (うち据置期間は3年以内)

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(3)-③-イ

特別貸付制度の概要 (No. 2)

特別貸付名	新規開業・女性・中高年起業家貸付 (新規開業支援資金)
取扱政府金融機関	国民生活金融公庫
貸付目的	企業に長期に継続して雇用されている従業員等が新規開業する場合等に必要とする資金の貸付けに関し、貸付限度額等に特例を設けることにより、新規開業等を支援することを目的とする。
資金使途	開業又は開業後に必要な設備資金及び運転資金
貸付内容	貸付対象者 ア 新たに開業する者 イ 開業後おおむね5年以内の者
	貸付限度額

容	貸付条件	保証人、担保（不動産、有価証券など）または信用保証協会の保証。ただし、雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとするなど一定の要件を備えた開業予定者又は税務申告を2期終えていない者については、550万円を限度として、無担保・無保証人（法人代表者の保証も不要）の新創業融資制度（保証人徴求特例）が利用可能
	貸付利率 (H14.5.1現在)	2.1パーセント。ただし、技術・ノウハウ等に新規性がみられる者（創造法の認定計画に係る技術を利用し、3名以上の雇用創出効果が見込まれる事業を行う者など）に係る設備資金は1.3パーセント。 なお、新創業融資制度の場合は3.1パーセント
	貸付期間	ア 設備資金については、15年以内（うち据置期間は3年以内） なお、新創業融資制度の場合は、7年以内（うち据置期間は6か月以内） イ 長期運転資金については、5年以内（うち据置期間は6か月以内）。ただし、実情に応じ7年以内（うち据置期間は1年以内） なお、新創業融資制度の場合は、5年以内（うち据置期間は6か月以内）

(注) 当省の調査結果による。

表 3- (3) - ③ - ウ

特別貸付制度の概要 (No.3)

特別貸付名	新事業育成等融資（成長新事業育成特別融資）
取扱政府金融機関	中小企業金融公庫
融資目的	新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者に対して、貸付限度額等に特例を設けることを目的とする。
資金使途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
貸付内容	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者であって、以下の要件を満たす者</p> <p>ア 新たな事業が事業化された時からおおむね7年以内であること（事業化しようとする場合を含む。）。</p> <p>イ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>i 成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を得た者</p> <p>ii 中小企業総合事業団が出資する投資事業有限責任組合から出資（転換社債、新株引受権付社債等を含む。以下同じ。）を受けた者</p> <p>iii 中小企業投資育成株式会社のベンチャービジネス出資による出資を受けた者</p> <p>iv 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第22条に基づく認定を受けた経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する者で（同法第27条により経営資源活用新事業計画に従って経営資源活用新事業を実施する者とみなされる者を含む。）、中小企業総合事業団の創造的中小企業創出支援事業による出資を受けた者</p> <p>v 新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第11条の2に基づく認定を受けた計画に従って新事業分野開拓を実施する者又は同法第2条第5項に規定する特定投資事業組合による出資（産業基盤整備基金が出資した組合に限る。）を受けた者</p> <p>ウ 中小企業金融公庫が資金供給後の継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められること。</p>
貸付限度額	6億円（設備、長期運転資金の区別なし）
貸付条件	保証人、担保（不動産、有価証券など。特許権等の知的財産への担保設定を積極的に活用）または信用保証協会の保証、（経営責任者の保証は必須）。ただし、担保が不足する場合は、8,000万円を限度として、貸付額の75パーセントまでの担保の徴求を免除 なお、担保の徴求を免除しても、資金需要が満たされない場合は、1億2,000万円を限度として、社債（新株予約権付き）の取得により資金を供給（貸付けと社債の合計額は6億円以内）
貸付利率 (H14.5.1現在)	当初5年間は1.3パーセント。6年目以降は2.3パーセント なお、社債の場合は2.5パーセント
貸付期間	ア 設備資金については、15年以内（うち据置期間は5年以内） イ 長期運転資金については、7年以内（うち据置期間は2年以内） ウ 社債については、7年以内

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(3)-④

政府系中小企業金融機関（3公庫等）の貸付実績（貸付残高）の推移

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国民生活金融公庫	一般・特別合計	1,370,225	7,587,505	1,349,607	7,472,297	1,355,050	7,601,929	1,361,790	7,906,793	1,359,415	8,039,685	1,338,448	7,947,284	1,325,250	7,801,960
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	一般貸付	1,269,977	7,042,063	1,261,922	6,966,610	1,256,847	6,997,871	1,241,487	7,060,372	1,218,481	7,008,790	1,182,422	6,801,172	1,144,207	6,500,599
	構成比	92.68	92.81	93.50	93.23	92.75	92.05	91.17	89.30	89.63	87.18	88.34	85.58	86.34	83.32
	特別貸付全体	100,248	545,442	87,685	505,686	98,203	604,058	120,303	846,420	140,934	1,030,894	156,026	1,146,111	181,043	1,301,361
	構成比	7.32	7.19	6.50	6.77	7.25	7.95	8.83	10.70	10.37	12.82	11.66	14.42	13.66	16.68
	新規開業	6,874	46,068	8,292	53,059	23,863	135,049	38,404	213,598	51,730	287,376	60,741	332,202	67,642	349,603
構成比	0.50	0.61	0.61	0.71	1.76	1.78	2.82	2.70	3.81	3.57	4.54	4.18	5.10	4.48	
経営革新資金									49	409	136	1,526	242	2,457	
構成比									0.00	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	
中小企業金融公庫	一般・特別合計	246,072	7,683,813	215,273	7,146,204	199,571	7,116,587	195,519	7,402,683	191,722	7,539,915	186,344	7,541,719	186,826	7,509,591
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	一般貸付	153,455	4,756,163	131,954	3,999,031	112,333	3,480,959	96,378	3,110,080	83,954	2,747,243	69,455	2,439,821	58,641	2,164,260
	構成比	62.36	61.90	61.30	55.96	56.29	48.91	49.29	42.01	43.79	36.44	37.27	32.35	31.39	28.82
	特別貸付全体	92,617	2,927,650	83,319	3,147,173	87,238	3,635,628	99,141	4,292,603	107,768	4,792,672	116,889	5,101,898	128,185	5,345,331
	構成比	37.64	38.10	38.70	44.04	43.71	51.09	50.71	57.99	56.21	63.56	62.73	67.65	68.61	71.18
	成長新事業									5	195	158	8,505	360	16,223
構成比									0.00	0.00	0.08	0.11	0.19	0.22	
経営革新資金									231	18,356	1,241	100,628	2,382	174,192	
構成比									0.12	0.24	0.67	1.33	1.27	2.32	
商工組合中央金庫	一般・特別合計	153,628	7,190,351	148,032	6,798,492	144,758	6,608,369	150,194	6,845,872	154,730	6,778,280	158,785	6,759,778	164,114	6,697,450
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	一般貸付	146,777	7,044,087	141,556	6,656,217	139,124	6,498,567	136,468	6,333,217	139,323	6,218,211	138,078	6,052,390	134,961	5,744,618
	構成比	95.54	97.97	95.63	97.91	96.11	98.34	90.86	92.51	90.04	91.74	86.96	89.54	82.24	85.77
	特別貸付全体	6,851	146,264	6,476	142,275	5,634	109,802	13,726	512,655	15,407	560,069	20,707	707,388	29,153	952,832
構成比	4.46	2.03	4.37	2.09	3.89	1.66	9.14	7.49	9.96	8.26	13.04	10.46	17.76	14.23	
経営革新資金									164	8,495	794	40,539	1,332	71,056	
構成比									0.11	0.13	0.50	0.60	0.81	1.06	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 商工組合中央金庫については、長期貸付である。

特殊法人等整理合理化計画（抄）

（平成13年12月19日閣議決定）

II 各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置

(1) 特殊法人

国民生活金融公庫

【融資】

①一般貸付（生活衛生資金貸付の一般貸付を含む）

○ 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。

②特別貸付・経営改善貸付（生活衛生資金貸付の特別貸付を含む）

○ 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。

③教育貸付

○ 収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。

④共通事項

○ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

○ 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

○ 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

中小企業金融公庫

【中小企業者に対する融資】

①一般貸付

○ 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。

②特別貸付

○ 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。

③共通事項

○ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

○ 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

○ 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

商工組合中央金庫

【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】

①特別貸付

○ 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。

②共通事項

○ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。

○ 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。

○ 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。

（略）

●国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。

さらに、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。

（注）下線は、当省が付した。

政策金融の抜本的改革に関する基本方針

(平成14年10月7日経済財政諮問会議決定)

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にある。このことが、金融資本市場の資源配分機能をゆがめてきた。わが国にとって、金融資本市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での政策金融の抜本的改革が必要である。こうした観点から、政策金融改革の基本方針をとりまとめた。この基本方針に沿って個別の政策金融機関のあり方について検討を行い、年内に結論を得ることとする。

1. 政策金融のあるべき姿

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。

具体的には(1)(2)の条件が共に当てはまるものである。

- (1) 公益性：政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合
- (2) 金融リスク評価等の困難性：情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われず（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

以上二つの基準を踏まえて、政策金融の活動領域を整理すれば次のようになる。

- (A) (1)(2)が共に該当する場合は、政策金融固有の活動領域である。

ただし、金融的手法であっても、直接貸出に限らず債務保証等の他の手段と比較して、どれが適切か厳密な選択が必要である。

- (B) (1)に該当するが、(2)には該当しないものについては、金融手段による政策介入の必要性は乏しいため、政策金融で行う必要はない。補助金などの他の政策手段比較し、コスト最小化の観点から、不断に厳格な検証を行うことが必要である。

- (C) (1)(2)のいずれにも該当しない場合は、政策的介入の必要性はない。

- (D) (2)に該当するが、(1)には該当しない場合は、政策的必要性が乏しいことから、基本的に政策金融の必要はない。むしろ、リスク負担を行う民間の貸手が登場するように、民間の金融市場の整備を図ることが重要である。

2. 改革の進め方

従来は、政策金融の活動領域に関する基準が不明確であった。今次改革にあたっては、上記1.の「公益性」、「金融リスク評価等の困難性」の基準を厳格に適用し、諸外国の事例を参考にしながら、民業補完を貫徹するための新たな仕組み・枠組みを導入する必要がある。また、政策金融を行う場合でも、事前と事後の評価を行うことが不可欠である。

なお、構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、そのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではないことに留意する必要がある。

(1) 機能の廃止・見直し

ア 政策的介入と政策金融の範囲の見直し

上記1.の基準に従って、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行う。その上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も考慮し、廃止・民間業務への移行、継続領域での各機関の整理・合理化・統合をも視野に入れて合理化を図っていく。

また、基準の厳格な適用により、わが国の政策金融の規模・範囲が国際的にみても大きくなっている現状を改め、諸外国の水準を参考に見直しを行う。

イ 政策金融に代替する手段の整備

民間部門における資金調達が多様化、具体的には直接金融や証券化など民間市場機能の拡充・整備を進め、政策金融機能の廃止・見直しを行う。また、PFI・PPP等の官民協調方式による事業手法において真の民間資金活用の一層の推進を図る。

ウ 政策金融の手法の革新

政策金融が必要と認められる領域においても、諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、政策コストの最小化等の観点から、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行を図るなど、手法の革新を行う。

(2) 組織の整理・統合

組織の見直しを行うに当たっては、まず、上記改革に基づいて各政策金融機関別に残すべき機能を峻別した上で、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止・民営化を含め思い切った整理・合理化・統合を進める。その際、経営責任の明確化、事業運営の効率性の向上等の観点から、経営責任者任用において、民間人登用も含め適材適所の考え方に立つとともに、最も適切な組織・形態を採用する。また、常に存続の必要性やコストをふまえた妥当性が国民によって正しく監視されるよう、情報開示の徹底、第三者機関の設置の検討を含めた事前・事後の評価・監視体制の整備等の必要な措置を講じ、厳格なガバナンスを構築する。

(3) 改革達成に向けての道筋

ア 政策金融の改革は、民間金融の改革、郵政改革、財投改革と表裏一体の関係にある。金融市場全体の資金の流れについての改革を進めつつ、可能な限り早急に政策金融改革を実行に移す必要がある。また、現下の厳しい経済金融情勢に鑑み、金融システム全体に無用の混乱を生じさせないよう、民間金融機能の正常化への道筋を踏まえて、改革全体の中期的なスケジュールを明確にする。

この改革にあわせ、市場型間接金融や直接金融の拡大など、資本市場・民間金融機能の高度化を進める。そのために、関係府省が一体となって環境整備に取り組む。その際、移行過程において政策金融を活用する場合には、市場本来の機能が最大限に発揮されるよう、適切な配慮を行う。

イ 現下の厳しい経済金融情勢において、あるいは将来の不測の事態によって生じ得る金融環境の激変、連鎖倒産のおそれ等に際しては、円滑な資金供給を確保する等、セーフティネット面での対応について、万全を期す。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-⑤-ウ

改革加速のための総合対応策（抄）

(平成14年10月30日経済財政諮問会議決定)

I 金融・産業の再生

2. 産業・企業再生への早期対応

(3) 創業・新規開業の支援等

裾野の広い創業・新規開業を促す環境整備を行うほか、産学官の研究開発等を一層活性化することにより、新規事業や新たな雇用機会を創出する。また、政策金融を活用し、新たな事業分野を創造する中小企業者を支援する。

- ・ 独創的な技術、アイデア等により新たな事業分野を創造する中小企業者に対する無担保融資制度を創設する（商工中金）。

III セーフティ・ネットの拡充

2. 中小企業対策の推進

(2) セーフティ・ネット貸付・保証の拡充

① 政策金融の活用

政策金融を活用することにより、やる気と能力のある中小企業者への資金供給を円滑化し、中小企業のセーフティ・ネットに万全を期す。

- ・ 貸し渋り無担保融資制度の限度額を上げる（商工中金）。
- ・ 私的整理ガイドラインに沿って整理を行う者を事業再生支援融資制度（DIPファイナンス）の対象事業者に追加する（中小公庫・商工中金・沖縄公庫）。
- ・ 貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち、再生可能な者に対し融資を行う制度を創設する（中小公庫・商工中金・沖縄公庫）。中小公庫、商工中金、信用保証協会連合会、預金保険機構、RCC、金融庁、経済産業省等による再生可能な中小企業に対するファイナンス確保のための協議会を設置する。
- ・ 「産業再生機構（仮称）」を活用した企業再生についても、適切な措置を講ずる。
- ・ 小規模事業者の融資に係る第三者保証人要件を緩和する（国民生活公庫・沖縄公庫）。
- ・ 「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」の設置（中小公庫・国民生活公庫・商工中金・沖縄公庫）。

3. 不良債権の集中的な処理が行われる間における政策金融の活用

政策金融については、不良債権の集中的な処理が行われる間においては、中小企業金融等金融の円滑化に万全を期すため、市場本来の機能が最大限発揮されるよう適切な配慮を行った上で、セーフティ・ネットの整備、企業再生、金融機能の再生・発展等に政策金融を積極的に活用する。この観点を含め、その在り方について、経済財政諮問会議において、「政策金融の抜本的改革に関する基本方針」に沿って、引き続き検討を進め、年内に結論を得る。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-⑤-エ

政策金融改革について（抄）

(平成14年12月13日経済財政諮問会議決定)

わが国の政策金融は諸外国に比べ規模が大きく、かつ時系列的に増大傾向にあり、このことが、金融資本市場の資源配分機能を歪めてきた。わが国にとって、金融市場の効率化は最重要課題であり、民間部門の自由かつ自発的な活動を最大限引き出す方向での抜本的改革が必要である。

1 改革達成に向けての道筋（略）

2 政策金融のあるべき姿の実現

(1) 対象分野の厳選

遅くとも平成19年度末までに、別添1の基準に則って、別添2に掲げる事項に留意しつつ、国として政策金融の手法を

用いて真に行うべきものを厳選する。その際、各分野毎の政策的特性を踏まえて、各政策金融機関の機能を個々に精査し、業務内容により仕分けを行った上で、類似の目的を有する他の政策手段・機能も十分に考慮し、廃止・民間業務等への移行を行うものを判断する。

(2) 規模の縮減

民間金融機能が正常化することを前提に、現行政策金融機関8機関の貸出残高について、将来的に対GDP比率で半減することを目指す。

(3) 組織の見直し

(1)の見直しと合わせ政策金融機関8機関については、現行政策金融機関が有する資源にも配慮しつつ、廃止、民営化を含めて、組織のあり方を検討し、平成19年度末までに現行の特殊法人形態は廃止する。国として必要な政策金融機能を担う後継組織については大胆に統合集約化を進める。新たな組織形態については、政策として行うことが必要な事業を確実かつ効率的に行い得るよう、特に、以下の点を満たす制度設計を行い、厳格なガバナンスを構築する。

① 経営責任の明確化（経営責任を曖昧にする収支差補給金の廃止を含む。なお、必要に応じ利子補給金等により対応する。）

② 事業運営の効率性の向上

④ 組織及び事業の存続の必要性に係る情報、コストやリスクに係る情報等、情報開示の徹底

⑤ 第三者機関の設置の検討も含めた事前・事後の評価・監視体制の整備（具体的な効果計測指標の設定、民業補完の遵守状況の評価基準への採用、評価機関への利用者及び民間金融機関の代表者の参加を含む。）

(4) 政策金融手法の革新、融資条件の適正化の徹底等

あるべき姿の実現に向けて、移行のための準備期間においても、政策金融の手法の革新、融資条件の適正化の徹底等可能な措置はできるだけ速やかに実施する。

① 政策金融の手法の革新

諸外国の民業補完の事例を参考にしつつ、間接融資、債務保証等の手段への移行、あるいは、直接貸出を行う場合でも協調融資への移行及び貸付対象要件の透明性の確保を図るなど、手法の革新を行う。

② 融資条件の適正化

民間に準拠した、リスクに見合った金利設定の導入を引き続き促進する。

貸付における固定金利期間の短期化等を通じて、運用金利と調達金利の期間差異の実質的解消による金利リスクの排除を図る。

3 留意事項 (略)

(別添1) 政策金融の対象分野に関する基準

構造改革の基本原則である「官から民へ」を踏まえれば、「民間にできることは民間に委ねる」ことは当然として、「長期、固定、低利」を含め民間ではできない場合であっても、それのみをもって政策金融の存在が正当化されるわけではない。

政策金融の存在意義が明確に認められるのは、政策の必要性が明らかであると同時に金融機能をもって対処することが必要な場合である。具体的には、以下の①、②の条件に共に該当する場合である。

① 公益性

政府の介入によって明らかに国民経済的な便益が向上する（社会的な便益が社会的な費用を上回るため、政策的助成により「高度な公益性」が発生する）場合

② 金融リスクの評価等の困難性

情報が乏しいこと、あるいは不確実性や危険性が著しく大きいことによって、リスクの適切な評価等が極めて困難なため、民間金融による信用供与が適切に行われない（金融機能面における「リスク評価等の困難性」ゆえに資金不足が生ずる）場合

(別添2) 機関別の主要検討課題

1 国民生活金融公庫

- ・ 特別貸付、教育貸付のあり方
- ・ 長期継続的に利用している借り手の自立化推進の方策

3 中小企業金融公庫

- ・ 一般貸付のあり方
- ・ 特別貸付制度の創設・評価のあり方

8 商工組合中央金庫

- ・ メンバーズバンク業務のあり方
- ・ 大企業・中堅企業向け融資のあり方

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-⑥

政府系中小企業金融機関（3公庫等）の貸付実績（新規貸付額）の推移

(単位:件、百万円、%)

区 分	平成7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国民生活金融公庫	一般・特別合計	369,765	2,969,298	341,119	2,606,775	357,467	2,784,876	366,620	2,995,368	336,500	2,798,243	317,655	2,559,973	324,089	2,621,445
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	一般貸付	356,441	2,850,725	327,989	2,490,547	325,693	2,550,639	325,050	2,599,983	297,588	2,409,810	281,069	2,191,351	271,686	2,146,036
	構成比	96.40	96.01	96.15	95.54	91.11	91.59	88.66	86.80	88.44	86.12	88.48	85.60	83.83	81.86
	特別貸付全体	13,324	118,572	13,130	116,227	31,774	234,237	41,570	395,384	38,912	388,433	36,586	368,622	52,403	475,409
	構成比	3.60	3.99	3.85	4.46	8.89	8.41	11.34	13.20	11.56	13.88	11.52	14.40	16.17	18.14
	新規開業	1,802	15,553	2,854	21,720	16,966	98,864	16,838	110,471	17,626	122,784	15,776	109,933	16,277	95,728
構成比	0.49	0.52	0.84	0.83	4.75	3.55	4.59	3.69	5.24	4.39	4.97	4.29	5.02	3.65	
経営革新資金									49	417	90	1,225	104	1,178	
構成比									0.01	0.01	0.03	0.05	0.03	0.04	
中小企業金融公庫	一般・特別合計	34,375	1,753,876	29,686	1,576,002	32,454	1,824,747	31,274	1,792,041	28,204	1,694,000	27,076	1,656,190	28,508	1,663,747
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	一般貸付	18,744	813,475	14,176	624,620	13,557	637,034	9,978	465,135	6,957	376,419	6,012	364,836	5,172	316,361
	構成比	54.53	46.38	47.75	39.63	41.77	34.91	31.91	25.96	24.67	22.22	22.20	22.03	18.14	19.01
	特別貸付全体	15,631	940,401	15,510	951,382	18,897	1,187,713	21,296	1,326,906	21,247	1,317,581	21,064	1,291,354	23,336	1,347,386
	構成比	45.47	53.62	52.25	60.37	58.23	65.09	68.09	74.04	75.33	77.78	77.80	77.97	81.86	80.99
	成長新事業									5	195	153	8,407	202	8,831
構成比									0.02	0.01	0.57	0.51	0.71	0.53	
経営革新資金									231	18,373	1,016	84,876	1,159	82,674	
構成比									0.82	1.08	3.75	5.12	4.07	4.97	
商工組合中央金庫	一般・特別合計	35,732	2,165,811	28,764	1,592,696	31,813	1,832,673	41,682	2,368,099	34,882	2,047,024	36,367	2,044,659	35,680	1,937,694
	構成比	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	一般貸付	34,988	2,135,820	27,845	1,550,196	31,657	1,824,112	31,976	1,920,194	31,180	1,908,318	29,625	1,776,319	24,951	1,501,564
	構成比	97.92	98.62	96.81	97.33	99.51	99.53	76.71	81.09	89.39	93.22	81.46	86.88	69.93	77.49
	特別貸付全体	744	29,991	919	42,500	156	8,561	9,706	447,905	3,702	138,706	6,742	268,340	10,729	436,130
	構成比	2.08	1.38	3.19	2.67	0.49	0.47	23.29	18.91	10.61	6.78	18.54	13.12	30.07	22.51
経営革新資金									165	8,989	641	32,580	584	35,234	
構成比									0.47	0.44	1.76	1.59	1.64	1.82	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 商工組合中央金庫については、長期貸付である。

表 3-(3)-⑦

政府系中小企業金融機関（3公庫等）における
特別貸付制度の周知、PRの実施状況（平成13年度）

I パンフレット等の配布

機 関 名	配 布 方 法
国民生活金融公庫	各支店及び関係機関（商工会等）の窓口で配布
中小企業金融公庫	各支店及び関係機関（商工会等）の窓口で配布
商工組合中央金庫	各支店及び関係機関（商工会等）の窓口で配布

(注) 当省の調査結果による。

II テレビ、ラジオ、新聞等への掲載

機 関 名	配 布 方 法
国民生活金融公庫	(本店) プレス発表（新聞）及びインタビュー対応（テレビ、新聞及び雑誌） (新潟支店) プレス発表（新聞）
中小企業金融公庫	本店及び支店における制度紹介、制度適用などのプレス発表及び取材対応（経営革新資金及び成長新事業育成特別融資の記事掲載回数合計 157 回）
商工組合中央金庫	本店及び支店におけるプレス発表及び取材対応

(注) 当省の調査結果による。

III インターネット

機 関 名	配 布 方 法
国民生活金融公庫	ホームページに貸付制度の概要を掲載
中小企業金融公庫	ホームページに貸付制度の概要を掲載
商工組合中央金庫	ホームページに貸付制度の概要を掲載

(注) 当省の調査結果による。

IV 関係機関（都道府県等）に対する制度の周知、PRの依頼状況

機 関 名	配 布 方 法
国民生活金融公庫	(本店) 「経営革新フェア」の開催時にアドバイスコーナー開設、ミニセミナー開催を依頼 (千住支店) 金融相談窓口での特別貸付制度の周知、特別貸付制度の紹介機会の提供を依頼 (大阪南支店) 会合に出席し構成員等への特別貸付制度の周知を依頼 (新潟支店) 会合に出席し構成員等への特別貸付制度の周知、金融相談会における特別貸付制度の紹介機会の提供を依頼 セミナー等への講師派遣依頼に対応し特別貸付制度の説明を実施 ※ 都道府県に対し、経営革新計画の承認や研究開発等事業計画の認定の際に、承認書や認定書とともに特別貸付の内容に関する資料を配布してくれるよう依頼してはいない。
中小企業金融公庫	(本店) 支店に対して、都道府県と連携するよう指示 都道府県（愛知県、岡山県等）と連携して説明会を開催し、制度説明及び個別相談を実施

(次のページに続く。)

(続き)

機 関 名	配 布 方 法
中小企業金融公庫	<p>その他各団体の開催する説明会にも職員を講師として派遣 (東京支店) 都の窓口で特別貸付制度のパンフレットを置くよう依頼 商工会議所等の団体が開催するビジネスフェア等において、相談窓口を開設 (大阪支店) 府の窓口で特別貸付制度のパンフレットを置くよう依頼 商工会議所等の団体が開催するビジネスフェア等において、相談窓口を開設 (福岡支店) 県が開催する説明会で特別貸付の制度紹介 支店が開催する説明会に、県の担当者の参加を依頼 商工会議所等の団体が開催するビジネスフェア等において、相談窓口を開設 ※ 都道府県に対し、経営革新計画の承認や研究開発等事業計画の認定の際に、承認書や認定書とともに特別貸付の内容に関する資料を配布してくれるよう依頼してはいいない。</p>
商工組合中央金庫	<p>(本店) 機関誌への特別貸付制度の紹介を依頼。「経営革新フェア」の開催時にアドバイザーコーナー開設を依頼 (神田支店) 総会等における特別貸付制度の紹介機会の提供を依頼 (大阪支店) ビジネスフェア等の開催時に相談窓口開設を依頼 (佐賀支店) 連絡会議において特別貸付制度を紹介する機会の提供を依頼 ※ 都道府県に対し、経営革新計画の承認や研究開発等事業計画の認定の際に、承認書や認定書とともに特別貸付の内容に関する資料を配布してくれるよう依頼してはいいない。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(3)-⑧-ア

調査した特別貸付に係る事業者の承知の状況

(単位:事業者、%)

公庫名	特別貸付名	調査対象 事業者数	有効回答 事業者数	利用した	知っていたが、 利用していない	知らなかった
国民生活金融公庫	新規開業支援資金	460 (100.00)	448	7	159	282
			97.39	1.52	34.57	61.30
	経営革新資金		448	6	180	262
			97.39	1.30	39.13	56.96
中小企業金融公庫	成長新事業育成特別融資		450	14	151	285
			97.83	3.04	32.83	61.96
	経営革新資金		452	47	185	220
			98.26	10.22	40.22	47.83
商工組合中央金庫	経営革新資金	448	28	153	267	
		97.39	6.09	33.26	58.04	

(注) 1 当省の実地調査(平成14年4月から7月)結果による。

2 「有効回答事業者数」、「利用した」、「知っていたが、利用していない」及び「知らなかった」欄の上段は事業者数を、下段は調査対象事業者数を分母とした割合である。

表 3-(3)-⑧-イ

調査した都道府県における特別貸付に係る事業者の承知の状況

(単位:事業者)

No.	都道府県名	事業者数	国民生活金融公庫						中小企業金融公庫						商工組合中央金庫		
			新規開業支援資金			経営革新資金			成長新事業育成特別融資			経営革新資金			経営革新資金		
			a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
-	24都道府県計	460	7	159	282	6	180	262	14	151	285	47	185	220	28	153	267
1	北海道	34	0	22	12	0	22	12	0	24	10	5	21	8	2	18	14
2	宮城県	21	0	1	20	0	5	16	0	1	20	3	4	14	2	5	14
3	山形県	18	0	11	6	0	13	4	0	9	8	1	12	4	2	11	4
4	福島県	13	0	7	6	0	6	7	0	6	7	1	6	6	2	5	6
5	埼玉県	20	0	7	12	0	9	10	0	8	11	2	9	8	1	7	11
6	群馬県	15	0	0	15	0	0	15	0	0	15	0	2	13	0	1	14
7	東京都	16	1	10	5	0	10	6	0	6	10	0	8	8	2	9	5
8	神奈川県	15	1	10	4	0	11	4	1	9	5	1	10	4	0	11	4
9	新潟県	15	0	8	7	0	8	7	0	8	7	0	8	7	0	9	6
10	長野県	15	0	2	13	0	3	12	0	1	14	2	0	13	0	0	15
11	愛知県	29	1	8	20	0	10	19	0	9	20	5	9	15	1	9	19
12	岐阜県	15	0	3	12	0	4	11	0	5	10	4	2	9	1	2	12
13	三重県	15	0	5	9	2	5	7	0	5	9	1	5	8	0	5	9
14	大阪府	30	2	7	20	1	11	17	1	7	22	2	12	16	0	11	18
15	兵庫県	14	0	9	5	0	8	6	1	6	7	1	10	3	1	6	7
16	和歌山県	15	0	4	8	1	2	9	4	1	8	3	6	5	2	4	6
17	広島県	30	0	8	22	0	10	20	1	12	17	2	12	16	1	7	22
18	岡山県	18	1	3	13	1	4	12	0	6	11	2	7	8	0	5	12
19	香川県	21	0	4	17	1	5	15	1	4	16	1	8	12	1	3	17
20	愛媛県	15	0	7	8	0	7	8	1	8	6	5	5	5	3	5	7
21	福岡県	34	0	12	19	0	13	18	4	9	18	1	16	14	0	14	17
22	熊本県	15	0	5	9	0	7	7	0	3	11	3	6	6	2	3	9
23	鹿児島県	15	0	6	9	0	7	8	0	4	11	2	7	6	3	3	9
24	沖縄県	12	1	0	11	0	0	12	0	0	12	0	0	12	2	0	10

(注) 1 当省の実地調査(平成14年4月から7月)結果による。

2 各集計欄は、「a:当該貸付を利用したことがある」、「b:当該貸付を知っているが利用していない」、「c:当該貸付を知らない」である。

3 沖縄県については、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫が実施している特別貸付は、沖縄振興開発金融公庫が実施している。

表 3- (3) - ⑨ - ア

政府系中小企業金融機関（3 公庫等）の特別貸付制度に係る事業者の利用実態

I 相談から貸付決定まで期間（利用事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		早かった	民間と大差なかった	遅かった
回答事業者数	97	26	42	29
構成比	100.00	26.80	43.30	29.90

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

II 貸付審査に求められた書類（利用事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		少なかった	民間と大差なかった	多かった
回答事業者数	99	18	58	23
構成比	100.00	18.18	58.59	23.23

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

III 貸付審査に不要と思われた書類（利用事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		なかった	あった
回答事業者数	94	88	6
構成比	100.00	93.62	6.38

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

IV 都道府県審査との重複（利用事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		なかった	あった
回答事業者数	97	80	17
構成比	100.00	82.47	17.53

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

V 特別貸付の利用を検討（未利用事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		なかった	あった
回答事業者数	223	128	95
構成比	100.00	57.40	42.60

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

VI 今後の利用の余地（制度承知事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		ない	ある
回答事業者数	230	97	133
構成比	100.00	42.17	57.83

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

VII 今後の利用の余地（制度未承知事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		ない	ある	分からない
回答事業者数	289	110	172	7
構成比	100.00	38.06	59.52	6.36

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

VIII 特別貸付以外の3公庫の利用（全事業者）

（単位：事業者、％）

区 分		ない	ある
回答事業者数	417	298	119
構成比	100.00	71.46	28.54

（注） 当省の実地調査（平成14年4月から7月）結果による。

表 3-(3)-⑨-イ

調査した都道府県における政府系中小企業金融機関（3公庫等）の特別貸付制度に係る事業者の利用実態

(単位:事業者)

No.	都道府県名	事業者数	審査期間			要求書類					重複審査		検討		余地(承知)		余地(未承知)			その他	
			a	b	c	a	b	c	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	不分	無	有
-	24都道府県計	460	26	42	29	18	58	23	88	6	80	17	128	95	97	133	110	172	7	298	119
1	北海道	34	2	4	1	2	5	0	7	0	6	1	18	9	13	13	3	9	2	23	9
2	宮城県	21	1	3	0	0	4	0	3	0	4	0	1	4	2	4	0	12	0	11	7
3	山形県	18	1	2	0	0	3	0	3	0	2	1	10	4	7	7	5	4	0	15	2
4	福島県	13	2	0	1	2	1	1	2	1	4	0	4	5	2	7	2	5	0	9	4
5	埼玉県	20	2	1	0	1	1	1	3	0	3	0	4	7	6	7	2	9	0	13	6
6	群馬県	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	14	1	0	10	4
7	東京都	16	1	2	3	0	4	2	5	1	6	0	1	7	1	8	1	3	0	8	8
8	神奈川県	15	2	1	0	1	2	0	3	0	3	0	8	4	10	2	2	2	0	10	5
9	新潟県	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	0	8	4	3	0	6	7
10	長野県	15	0	1	1	1	0	1	2	0	2	0	3	2	1	4	2	12	0	1	4
11	愛知県	29	0	3	1	1	2	2	5	0	6	0	6	5	4	7	7	12	0	22	6
12	岐阜県	15	3	2	0	0	5	0	5	0	5	0	3	4	3	4	5	7	0	15	0
13	三重県	15	0	1	2	1	1	1	2	1	1	2	6	5	4	8	3	9	0	9	5
14	大阪府	30	2	2	3	2	4	1	6	1	4	1	10	5	8	8	17	8	0	25	5
15	兵庫県	14	0	3	1	0	4	0	4	0	3	1	9	1	4	6	4	6	0	14	0
16	和歌山県	15	3	3	3	1	3	5	7	0	5	3	0	0	0	0	0	0	2	1	1
17	広島県	30	2	1	2	2	2	1	5	0	4	2	6	6	8	6	6	17	0	15	15
18	岡山県	18	0	3	2	0	3	1	3	1	2	2	6	2	2	6	2	10	0	13	3
19	香川県	21	1	2	1	1	2	1	4	0	3	1	6	4	5	5	8	10	0	18	3
20	愛媛県	15	0	4	4	2	4	2	7	1	7	1	3	0	2	1	2	2	0	5	10
21	福岡県	34	1	0	3	0	2	2	4	0	2	1	6	10	9	8	11	10	2	19	10
22	熊本県	15	0	3	0	0	3	1	3	0	3	1	6	2	1	7	5	2	0	15	0
23	鹿児島県	15	3	1	0	1	2	1	4	0	4	0	4	4	1	7	3	9	1	14	0
24	沖縄県	12	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0	2	10	0	7	5

- (注) 1 当省の実地調査(平成14年4月から7月)結果による。
 2 「審査期間」欄は、「a:早かった」、「b:民間と大差なかった」、「c:遅かった」である。
 3 「要求書類」欄は、「a:少なかった」、「b:民間と大差なかった」、「c:多かった」、「無:不要書類はなかった」、「有:不要書類があった」である。
 4 「重複審査」欄は、「無:都道府県審査と重複はなかった」、「有:都道府県審査と重複があった」である。
 5 「検討」欄は、「無:特別貸付の利用を検討しなかった」、「有:特別貸付の利用を検討した」である。
 6 「余地(承知)」欄は、制度承知事業者に係る「無:今後は利用の余地がない」、「有:今後は利用の余地がある」である。
 7 「余地(未承知)」欄は、制度未承知事業者に係る「無:今後は利用の余地がない」、「有:今後は利用の余地がある」、「不分:分からない」である。
 8 「その他」欄は、「無:特別貸付以外の利用はない」、「有:特別貸付以外の利用はある」である。

表 3-(3)-⑩

政府系中小企業金融機関（3 公庫等）の調査対象店舗における都道府県からの通知に対する対応状況

(単位:事業者(件)、%)

機関名	支店名	区分	調査対象 事業者数	都道府県 からの通知		特別貸付の 資料送付		事業者の反応		特別貸付の 概要説明		事業者から の事前相談		貸付申込 書の提出		貸付審査		貸付実行			
				件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
国民生活金融公庫	本店	経営革新法承認事業者	9	3	100.00								1	33.33	1	33.33	0	0.00			
		創造法認定事業者	10	0	-									0	-	0	-	0	-		
	大阪南支店	経営革新法承認事業者	8	2	100.00									1	50.00	1	50.00	1	50.00		
		創造法認定事業者	22	1	100.00									0	0.00	0	0.00	0	0.00		
	新潟支店	経営革新法承認事業者	5	0	-									0	-	0	-	0	-		
		創造法認定事業者	10	2	100.00									0	0.00	0	0.00	0	0.00		
国民生活金融公庫合計			64	8	100.00								2	25.00	2	25.00	1	12.50			
中小企業金融公庫	本店	経営革新法承認事業者	9	5	100.00	3	60.00	3	60.00	3	60.00	3	60.00	2	40.00	2	40.00	0	0.00		
		創造法認定事業者	10											0	-	0	-	0	-		
	大阪支店	経営革新法承認事業者	8	5	100.00	4	80.00	2	40.00	3	60.00	2	40.00	2	40.00	2	40.00	2	40.00	2	40.00
		創造法認定事業者	22	2	100.00	2	100.00	2	100.00	1	50.00	1	50.00	1	50.00	0	0.00	0	0.00		
	福岡支店	経営革新法承認事業者	8	7	100.00	2	28.57	2	28.57	4	57.14	4	57.14	4	57.14	3	42.86	2	28.57		
		創造法認定事業者	26	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	0	0.00		
中小企業金融公庫合計			83	20	100.00	12	60.00	10	50.00	12	60.00	11	55.00	10	50.00	8	40.00	4	20.00		
商工組合中央金庫	本店	経営革新法承認事業者	9	3	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	66.67	2	66.67	1	33.33		
		創造法認定事業者	10	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-		
	大阪支店	経営革新法承認事業者	8	2	100.00	0	0.00	0	0.00	1	50.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00		
		創造法認定事業者	22	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-		
商工組合中央金庫合計			49	5	100.00	0	0.00	0	0.00	1	20.00	0	0.00	2	40.00	2	40.00	1	20.00		
3政府系金融機関合計			196	33	100.00	12	36.36	10	30.30	13	39.39	11	33.33	14	42.42	12	36.36	6	18.18		

(注) 1 当省が、平成7年度から13年度までに中小企業経営革新支援法(平成11年法律第18号)に基づく承認を受けた事業者(以下「経営革新法承認事業者」という。)及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成7年法律第47号)の認定を受けた事業者(以下「創造法認定事業者」という。)に係る都道府県からの通知に対する各店舗の対応状況を調査した結果である。

2 空欄は、実績が不明なものである。

3 中小企業金融公庫大阪支店では、「都道府県からの通知」等の経緯は不明であるが、この他に創造法認定事業者(2事業者)が貸付を受けている。

4 商工組合中央金庫では、都道府県から通知のあった5件について、既に取引があり特別貸付の内容を説明済み等の理由から資料送付を行っていない。